

議員発案第3号

新潟県柏崎市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び柏崎市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年9月21日

提出者	柏崎市議会議員	三井田 孝 欧	Ⓜ
賛成者	同	星 野 正 仁	Ⓜ
同	同	丸 山 敏 彦	Ⓜ
同	同	柄 沢 均	Ⓜ
同	同	斎 木 裕 司	Ⓜ
同	同	上 森 茜	Ⓜ
同	同	若 井 恵 子	Ⓜ
同	同	与 口 善 之	Ⓜ
同	同	真 貝 維 義	Ⓜ

柏崎市議会議長 加藤 武 男 様

新潟県柏崎市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第41号）の一部を次のように改正する。

本則中「26人」を「24人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 柏崎市議会の議員の定数については、施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙までの間、改正前の新潟県柏崎市議会の議員の定数を定める条例の規定によるものとする。

理由

新潟県柏崎市議会基本条例（平成26年条例第49号）制定により、議会及び議員の役割・活動原則等が明確化されたことに鑑み、当市と同規模自治体の全国平均程度の議員数とし、さらなる議員の資質向上を図り、たゆまぬ行財政改革を市民、議会、行政が一丸となって取り組んでいくため。